



特集

しんきん支援ネットワークが支援する

望ましい事業承継のカタチ

連 載

ブラック企業とは言わせない!

コラム

社長が自社に貸しているお金が 相続財産になる!-「役員貸付金」

地域紹介

オホーツクと北見

特集

しんきん支援ネットワークが支援する "望ましい事業承継"の力タチ

「事業承継について心配していない訳ではないが、 まだいいだろう?!」と腕を組んで様子眺めの社長。 「事業承継は重要だから何とかしなければと思うが、 何をどうしたらいいものか?」と思案する社長。

「将来の相続が心配なので、先ずは自社株対策を何とかしなければ! | と相続税で頭がいっぱいの社長。

色々なお考えの社長とお会いしますが、最近は事業 承継問題に無関心な方は、少ないように思います。それでも、後継者はもちろん、社長交代(現社長の退 任)や経営の実権移行のスケジュールや様々な計画も 決まっているという会社は、まだまだ少ないというの も私たちの知る現実です。

一方では、後継者への経営の引継ぎの見通しを立て るより先に、株式の相続や税負担に不安を抱え、頭を 悩ます方が多いことに驚きます。

そんな社長が心配している株式は、「経営権(株主総会における議決権)としての価値」でしょうか? それとも「財産権(会社の持ち分)としての価値」でしょうか?

経営権は最も強い会社を支配する権力であり、財産

権は会社の所有権ですので、いずれも本来の経営の円 滑な引き継ぎの可否と直接の関係はありません。

事業承継で大切なことは、決めた次の社長へ巧く経 営を引き継いで、将来にも存続発展できるようにする ことです!

その準備が不十分なまま、現社長が病に倒れたり、 亡くなったりしたときには、経営が混乱するのは必然 です。人心も混乱し業績が低迷すれば、もはや株式の 遺産分割云々や税負担がどうのこうのという単純な問 題ではなくなります。企業の存亡の問題です。

ですから、現社長と家族や同族関係者、現社長と後継者、並びに、社長世代と後継者世代の間のヒトの想いや利害の問題を整理し未然に解決することと、現在の事業と経営を10年20年先にも通用するように様々な手を打つことと並行して、現社長は、後継社長を決定し育てなければならないのです。

事業承継には、企業規模の如何を問わず、常に問題 は山積しています。

もちろん、自社株対策も重要です。

自社株対策とは、自社株式の後継者への集中的な移

現オーナー社長

相続・贈与・譲渡



権利と価値の移転

経営権としての価値

- ・役員人事権:取締役監査役の選任解任
- ・役員報酬の決定権
- 決算の承認権 など
- ・過半数又は3分の2以上の 議決権取得
- ・安定的な経営のできる株主 構成の確保

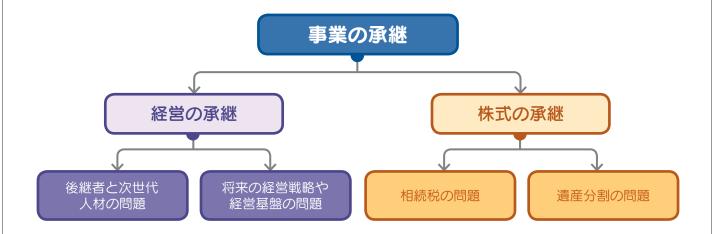
財産権としての価値

- · 会社の処分権: 合併、事業譲渡、解散
- ・株式の処分権:売却、払い戻し
- ・剰余金分配請求権 など
- 他の相続人や利害関係者との公平性確保
- ・移転の方法と租税負担の考慮

者

継

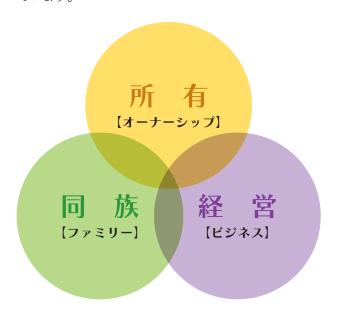
卷



転の方策(譲渡、贈与、相続・遺贈)と税負担や資金 負担の対策のことです。

これが不十分だと、折角の経営の承継の計画が、株式の争奪と税負担等によって妨げられるかもしれません。

図の通り、「経営の承継」の目途や見通しを立てた 上での、「株式の承継」の対策検討でなければなりません。この辺の本末転倒の事例や、株式の税金だけを 切り離して対策の提案をしてくる金融機関やコンサル ティング会社などが多いことを私たちは大変に憂慮し ています。



この図は、スリーサークルモデルという同族経営の中小企業の事業承継の姿を示しているものです。同族・所有・経営のどの側面も重要であり、どれも切り離して考えたり進めたりすることはできないということです。

「事業承継って面倒なものだなぁ~ッ」とため息交 じりに、大変さを嘆く社長にお会いするのは、私たち の日常です。

私たちは、「そうです面倒で、大変です。その面倒 さを避けたり、軽視したりすると上手くいかないもの です! と答えます。

私たち、しんきん支援ネットワーク/北海道事業承継センターは、地域の経済と生活を未来にも支えてくれる地元の事業と中小企業を守るために懸命です。ですから、丁寧に親身に相談に対応し、支援をさせていただいています。

私たちが考える「うまくいく事業承継の七つのポイント」は次の通りです。

- 1. 優れた財務内容と利益力がある
- 2. 将来的成長力や競争力又は成長戦略がある
- 3. 信頼している後継者がいる
- 4. 後継者を支える人材、次世代を担う人材がいる
- 5. 組織の一体感と活力が高い
- 6. 経営の承継(代表者の地位と権限の引継ぎ)の 時期や方法などが明らかになっている
- 7. 自社株を引き継ぐ方針や計画が定まっていて、 株価対策が練られている

株価は、会社の「財務健全性と収益性の高さ」が表れた「会社の時価」そのものですから、未来に承継される(M&Aを含む)べき会社の株価は、概して高いものです。

株価評価は、ただ単に金額を知るだけでなく、自社の企業価値の理解と当事者間の話し合いの契機としましょう。

そして、経営の承継に関する方針や計画に適合した 株式承継の上の課題や手法を整理し、実現可能な自社 株対策を検討するようにしましょう。

事業承継については、どなたも初めての経験ですから、 つかみどころの無いものです。我々しんきん支援ネット ワークの信金にどうぞお気軽ににご相談ください!

一般社団法人北海道事業承継センター 代表理事 吉川 孝

ブラック企業とは 1 固定残業代

賃金未払、長時間労働、安全配慮義務違反、従業員への暴言、過重労働、パワハラ、セクハラなど、企業が労働関連法規に違反した場合、「ブラック企業」というレッテルが貼られてしまいます。ブラック企業と呼ばれることを目指している会社はないと思いますが、それでもブラック企業と言われてしまう例が後を絶たないのは、労働関連法規の誤解や不理解があるからです。そこで、本稿では「ブラック企業とは言わせない!」ために、改めて確認して頂きたいポイントを解説させて頂きます。

〇今回の相談内容

当社は、固定残業代の制度を用いていますが、当社の制度が法的に見て問題がないものかどうか、不安があります。ブラック企業と言われないように、この機会に確認したいと思いますので、注意すべき点を教えて下さい。

○今回の回答内容

固定残業代の制度が有効とされるためには、いくつかのポイントがあります。本稿で紹介させて頂くポイントを抑えて、正しく運用することが必要です。

1. 固定残業代(みなし残業代)とは?

固定残業代(みなし残業代)というのは、企業が 予め一定時間の残業を想定して、月給に残業代を固 定で記載し、残業代を計算しなくても、固定した残 業代を支払うという制度です。残業代の発生や残業 代を計算する事務負担を抑制することを目指して、 導入している会社も多いと思います。しかしながら、 固定残業代の制度を誤解したまま運用されている例 も多く、労使間のトラブルに発展する事例も多々あ ります。

2. 固定残業代についてよくある誤解

例えば、私も、相談者から「その月に何時間働いても、予め定めている固定残業代だけを支給すれば良いのではないですか?」「残業代の管理や計算をしなくても良い?」「固定残業代の額だけ定めていれば具体的な残業時間を定める必要はない?」等の質問を受けることがあります。しかし、これらはい

ずれも誤解です。例えば、固定残業代を50,000円と定めている会社の場合、従業員のその月の残業代が50,000円分に満たない場合でも、会社は従業員に対して固定残業代として50,000円を支払わなければなりません。他方で、従業員のその月の残業代が50,000円分を超えた場合には、1円単位で超えた分を支払わなければなりません。そのため、固定残業代の分を超えた残業が生じた場合には、会社は残業代を支払わなければなりませんし、その前提として残業代の管理や計算をすることが必要になります

3. 固定残業代のチェックポイント

固定残業代を取り入れる場合には、以下の点を確認することが必要です。以下の点のいずれかが抜けてしまっている場合には、そもそも有効な固定残業代の制度とは見なされずに、最初の1分から全ての残業代を支払わなければならなくなる可能性があります。

(1)時間を明示すること

雇用契約書に「固定残業代○○円(固定残業代として○○円を含む)」とだけ記載されている例を見かけることがありますが、これだと何時間分の割増賃金が含まれているのかが明確ではありません。そのため、「固定残業代○○円(○○時間分)」「月給○○円(○○時間分の固定残業代○○円を含む)」等の形式で、求人票、労働条件通知書、雇用契約書、就業規則、賃金規程等(以下「雇用契約書等」といいます)に時間を明記する必要があります。

(2)金額を明示すること

雇用契約書に「基本給○○円(固定残業代を含む)」とか「基本給○○円(1カ月20時間分の残業代を含む)」とだけ記載されている例を見かけることがありますが、これだと固定残業代の金額がいくらなのかが明確ではありません。そのため、「固定残業代○○円(○○時間分)」等の形式で、雇用契約書等に時間を明記する必要があります。

(3) 他の賃金と区別して記載すること

例えば「基本給○○円(固定残業代として○○ 円を含む)」とか「職務手当の一部に固定残業代を含む」といった形で固定残業代と他の賃金の区別が明確にされていない例を見かけることがありますが、これだと固定残業代がいくらなのかが明確ではありません。固定残業代については、固定残業代のみを独立させて明記する必要があります。

(4) 最低賃金を下回っていないこと

当然のことながら、金額と時間の設定については、最低賃金を下回らないように事前に残業代として計算をしておかなければなりません。

(5) 差額が生じた場合の取扱を明示すること

固定残業代の制度が正しく運用されるためには、時間外労働の割増賃金の額が、固定残業代の額を上回った場合には差額を支給する必要がありますので、その旨を雇用契約書等に明記すべきです。

4. まとめ

会社としては「固定残業代で残業代は全て支払っている」という認識を持っていることが多いと思いますし、従業員としても「いくら残業しても給料は変わらない」といった認識を持っていることが多いと思いますが、いずれも誤解です。間違った認識のままで、制度を運用していると、固定残業代が認められず、従業員から残業代を請求された場合に、全ての残業代を支払わなければならなくなってしまいます。この機会に今一度ポイントを確認して頂いて、正しい制度運用を行うようにして下さい。

一般社団法人北海道事業承継センター 理事 弁護士 奥山 倫行



| | チェック項目 | よくない例(×) | 改善例(○) |
|---|----------|------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 時間の明示 | 固定残業代〇〇円 (固定残業代として〇〇円を含む) | 月給〇〇円 (〇〇時間の固定残業代 〇〇円を含む) |
| 2 | 金額の明示 | 基本給○○円(固定残業代を含む) | |
| 3 | 他の賃金との区別 | 職務手当の一部に固定残業代を含む | |



社長が自社に貸しているお金が、 相続財産になる!!

被相続人から後継者が相続する株式や事業用の財 産は、当然ながらお金に換えることができません。 ていうか、売ったりしてはいけません!

それでも、現預金やお金に換えられる上場株式と か不動産と同じように相続財産として相続税が課税 されます。

それが、事業承継で相続税の対策が必要な理由 です。

そんな意味で、相続税対策で気を付けなければな らないのは、会社の「役員借入金」です。オーナー 経営者等から必要な資金を借り入れているケースは 良くあることです。

中には、資本金をはるかに上回る金額を、社長か ら借入している会社も珍しくありません。

「自分の会社に自分のお金を貸して何が悪い?!」 もちろん、普段は、返済もいらないし、金利もい らないので何の問題もありません!!

ところが、社長が亡くなったときには、貸付金で すから「金銭債権」として相続財産となります。

株式と同じように、税負担が増えるけれど資金化 しにくいので、納税に困る原因となります。

すぐに決算書をみて確認してみてください! 実は、この問題は税負担だけではありません。

後継者以外の相続人が、その債権のうち自分の相 続分相当額の返済を、会社にいきなり求めてくるか もしれませんので、後継者が苦労することになりま

対策は、以下の1~5の方法を併せて、会社の財 務や経営の状況を考慮して検討します。

問題は複雑ですので、必ず専門家と相談して進め てください。

1. 生前にできるだけ弁済する。

金融機関の借入金と同じように月々計画的に返 済するか、相続税負担の試算や納税資金のバラン スによっては金融機関から借り入れをしてでも返 済します。会社の財務内容によっては、不動産や 有価証券、生命保険契約などの他の財産で返済(代 物弁済)することも検討します。

2. 後継者に債権を引き継がせる。

計画的に返済しても、将来相続時に役員借入金 が、残るようであれば、後継者以外の他の相続人 のものにならないように、遺言書を書いておくか、 生前に贈与することを検討します。

3. 返済方法や期限を契約書で定めておく。

返済に関する約定があれば、その定められた方 法や金額以上に返済をしなくてよいことになりま すから、予め債務承認分割弁済契約書などを作っ ておくことを検討します。

4. 社長が会社に対して債権を放棄する。

返済を受けないことを決めた場合には、会社 に対して全額または一部金額の債権放棄をする ことを検討します。債権放棄すれば金銭債権は 無くなりますが、それと同時に会社は債務を免 除されたことによる利益が生じ、それに法人税 が課されます。

法人税のほかに、社長から他の株主に対する贈 与があったものとみなされて、贈与税がかかる場 合もありますので、注意が必要です。

5. 資本金に変える。

これは、この会社に対する金銭債権を現物出資 財産として増資を行うことです。これを、デット ・エクイティ・スワップ(DES:債務株式化)と いいます。会社法上の制約や、発行する株式の種 類の問題や、金銭債権の評価や不当な租税回避目 的とみられた場合の問題など、かなり専門的な検 討が必要です。

税理士 吉川



地域 紹介

ツクと北見市 才 ホ

北見信用金庫です。今回は、当金庫の地元「オホーツク」と「北見市」 を紹介します。

■オホーツクはゴジラ?

オホーツク管内には3市14町1村があり、海岸線は 雄武町から知床半島まで278km、面積は岐阜県とほ ぼ同じ、自然豊かな「食」と「観光」の宝庫です

この地形が恐竜、いや「ゴジラ」に似ていると気付 いたのがオホーツク観光連盟です

イラストのとおり、下あごと手と足の爪を書き加え ると、「ゴジラ」そのものです!

また、斜里町ウトロ地区には「ゴジラ岩」と呼ばれ る岩もあります

オホーツクの知名度アップに、ゴジラを活用したい と考えていますが、アイデアをお持ちの方がいました ら教えてください!



■北見市と言えば・・・

オホーツク管内で人口・面積ともに最大の街が北見市 です。みなさんは北見市と言えば何を想像しますか?

*ハッカ

戦前は世界シェア70%を誇っていました 現在もハッカ製品やお菓子が特産品です

*玉ねぎ

国内シェア30%超の日本一の産地です コロッケ日本一の「たまコロ」は新特産品です

*オホーツクビール

平成7年に国内地ビール第1号として誕生した地元 に愛される美味しいビールです

*焼肉

約70店があり、焼肉店密度は全国第2位です! 新鮮なホルモンを炭火で「旨い・安い・煙い」の三 拍子が揃っています



出典:オホーツク観光連盟

■オホーツクのイチオシ!

*流氷

オホーツク海といえば流氷!

寒いですが、紋別のガリンコ号、網走のオーロラ号 で流氷を間近で見て大自然を感じてください

*メルヘンの丘

大空町の国道39号線沿いにある絶景スポットは美 瑛にも負けない美しさです

*クマヤキ

津別町相生の道の駅で販売している「クマヤキ」 は、ぽっちゃり体型が好評です

東京で開催された北海道物産展でも大人気、6日間 で12,000個も売れました





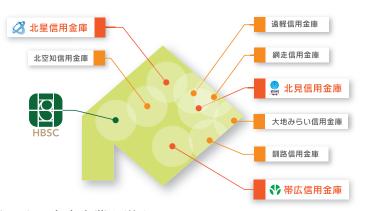


北見信用金庫 地域金融支援部 副部長 岡村 勝英

しんきん支援ネットワーク

地元に、そして中小企業に強い信用金庫との ネットワークだから安心です。

事業承継の真の目的は、 企業が長く元気に存続すること そのためには、 後継者が安心して経営できる 環境を整えてあげること



世代を超えて発展する中小企業を増やし、 その地域の活性化や雇用の維持拡大に繋げていきます。

編集 後記

私たち"しんきん支援ネットワーク"のオリジナルの情報誌を、地元の中小企業の皆様へ届けようと奮い立ち『ぷれじている』を発刊いたしましたが、今回で2号目になります。まだまだ手探りの状態で制作しておりますが、関係者や執筆者全員が、中小企業経営者の皆様へ円滑な事業承継や経営に貢献したいという熱い想いで作っています!これから、ますます役に立つ情報をお届けいたしますのでご期待ください!!

■■ オホーツク支所開設のご案内 ■■

しんきん支援ネットワークによる事業承継 支援活動をより強力に推進していくため、一般 社団法人北海道事業承継センターではオホー ツク支所を開設いたしました。今後当支所にお いて無料相談等も企画してまいります。

一般社団法人北海道事業承継センター オホーツク支所

北見市北4条東3丁目1番地1 富士火災北見ビル3F

電話: 0157-33-1479 FAX: 0157-33-1491

■ 今年度の相談実績

相談件数: 157件(平成29年4月~9月)

地域内訳:オホーツク地区52件、十勝地区41件

上川地区37件、釧路地区13件、空知地区10件

石狩地区4件

昨年も270件の事業承継相談を行いましたが、今年度はそれを上回るペースで相談件数が増えています。相談内容も、「何から相談していいかわからない」「息子へどのように承継すればよいのか」「社員への承継の仕方は?」「株式はどのように移転するのか」「後継者がいないのだがどうしたらよいのだろう?」など様々です。私たちはどんな相談でも丁寧にお応えいたします。どうぞお近くの信金へお気軽に相談ください。

Presi-tale

プレジテイル

私たちは、愛する私たちの地域の産業経済を支える中小企業が健全に存続し発展するために、求められる身近な存在でありたいと願っています。 その想いを形にするために、その地域と中小企業に正面から真摯に向き合う信用金庫と協力して、日々の経営判断や未来を見据えた決断に 役立つ知識や知恵を提供する情報誌を制作しています。

情報誌のタイトルは「Presi-tale (プレジテイル)」。全ての責任を背負って闘う経営TopであるPresidentから「Presi」を、私たちの専門性の基盤である税理士事務所の税務Taxから「ta」を、弁護士事務所の法務Legalから「le」を取ってPresi(社長)-tale (物語)としました。

電 話 011-206-9161 FAX 011-206-9178 E-mail:soudan@hkd-bsc.net